

川越市告示第二百六十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月八日

川越市長 川合善明

一 形質変更時要届出区域

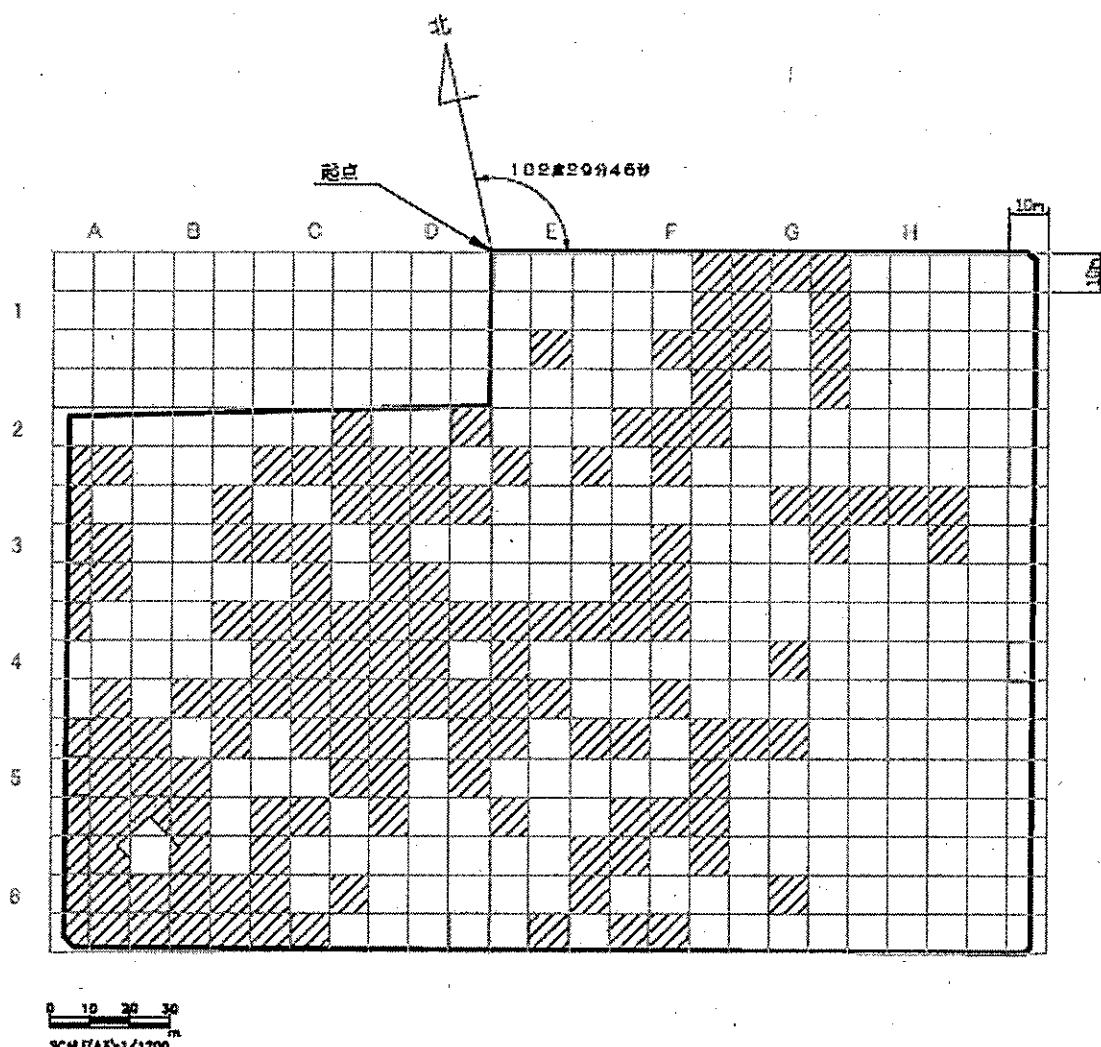
別図のとおり（川越市新宿町五丁目十三番一、同番二及び同番五の各一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基

準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



□ : 形質変更時要届出区域

起点

起点は、調査対象地（川越市新宿町五丁目13番2）の最北端とする。

格子の回転角度：102度29分46秒

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。